

第五次栗東市総合計画 後期基本計画策定方針

1. 趣旨

本市は、平成 22 年度から平成 31 年度を計画期間とする「第五次栗東市総合計画」を策定し、「基本構想」では「市民主体、市民協働によるまちづくり」、「交流や連携で活力を創造するまちづくり」、「優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり」をまちづくりの基本理念として、「ひと・まち・環境 ともに育む 『健やか・にぎわい都市』栗東」を将来都市像に定めまちづくりを進めています。

本市総合計画は、長期的な展望に立ち、まちづくりの基本理念や目指すべき都市像を示した「基本構想」（計画期間 10 年）と、基本構想に基づき、政策を体系化した施策ごとに基本方針、成果指標、内容、市民、事業者及び行政ごとの役割分担を示した基本計画（計画期間 5 年）の二層構造で構成されており、平成 22 年度から平成 26 年度の前期 5 年は「財政健全化推進期間」と位置づけ、あらゆる行財政改革に集中的に取り組んでまいりました。

この「前期基本計画」期間の進捗・達成状況や、社会情勢の変化等を踏まえた時点修正を行う中で、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

2. 計画の名称 「栗東市第五次総合計画 後期基本計画」

3. 計画期間 平成 27 年度から平成 31 年度までとする。

4. 策定に向けた基本姿勢

第五次栗東市総合計画 後期基本計画は、基本構想に基づき、前期基本計画の検証を通して、継続性や整合性を図る中で、本市の将来都市像である「ひと・まち・環境 ともに育む 『健やか・にぎわい都市』栗東」の実現に向けた計画を策定するものとします。

見直しにあたって

- ・前期基本計画の実績については、各所属より提出を受けた評価シート、ヒアリング等をもとに、「栗東市第五次総合計画前期基本計画評価結果」を作成し、公表する。
- ・第五次総合計画策定時に実施予定であった市民との進行管理の推進を図るため、後期基本計画の策定にあたり、市民視点での成果指標設定を行い（総合計画審議会において審議）、後期計画期間中については、従前の行政内部の評価（自己評価）に加え、進行管理する組織を立ち上げ（総計審公募委員含む）、同組織において成果指標をもとにした政策、施策評価（外部評価）を実施し、その結果を公表していくこととする。

5. 策定の体制

(1) 庁外

- ・総合計画審議会の開催（委員10名）
- ・まちづくり座談会、まちづくり出前講座等での説明
- ・パブリックコメントの実施

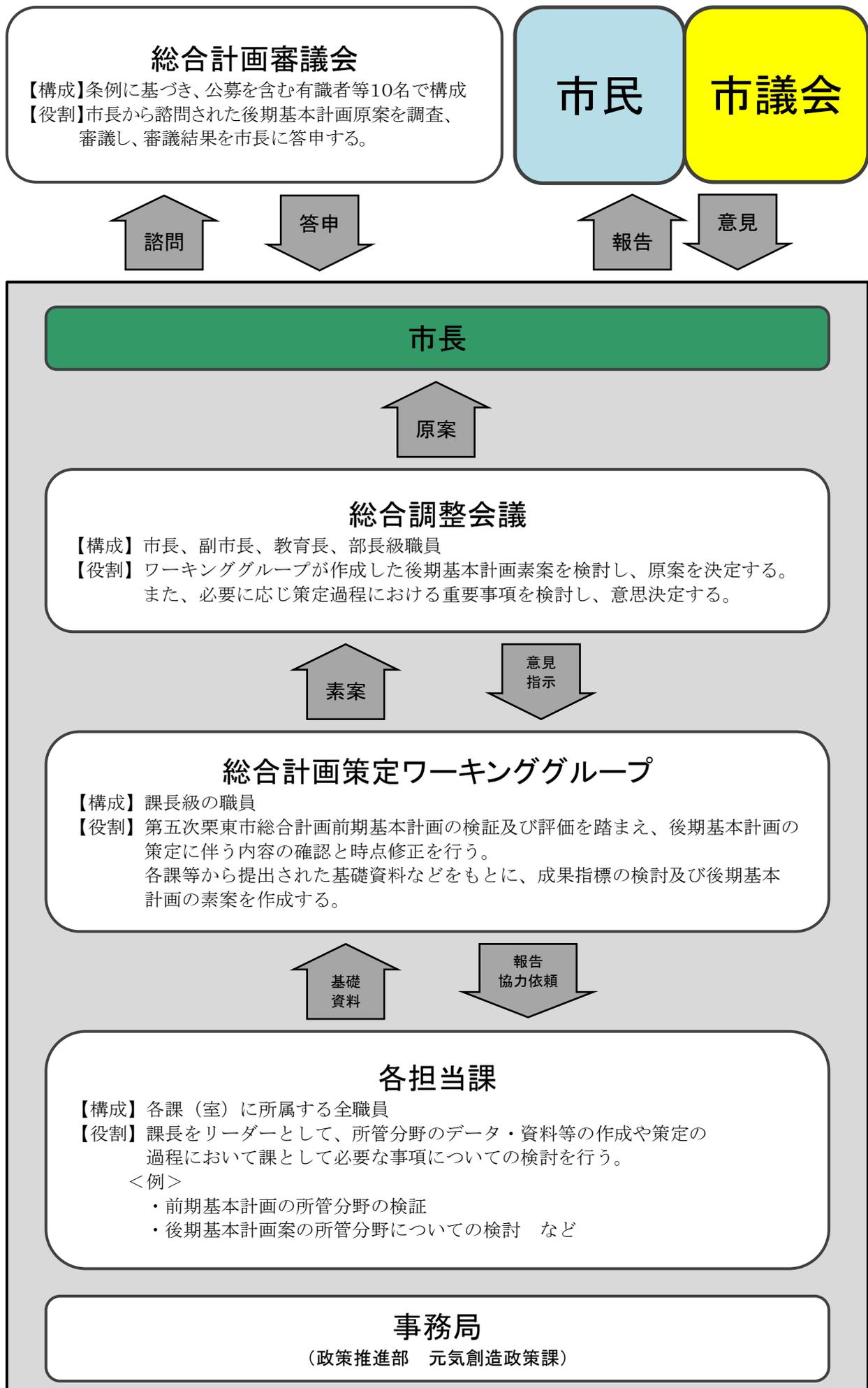
(2) 庁内

- ・庁内ワーキンググループ
- ・総合調整会議

第五次総合計画後期基本計画 策定スケジュール（予定）

月	総合計画		
	事務局	庁内	庁外
4月			
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」(報告)【5/27】 ・後期基本計画の策定方針 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「委託業者選考・決定」【6/16】 ○総務常任委員会・議会説明会(報告) ○「各課照会」 ・H25年度評価シート(作成)、前期評価シート(確認)、実績と課題抽出 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」(審議)【7/16】 ・策定スケジュール等について ・前期基本計画評価結果(素案)について ○「関係課照会」《基本目標1》 ・前期基本計画評価結果(素案) ・前期基本計画修正箇所、成果指標 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第1回庁内ワーキング」【7/8】 ・ワーキンググループの運営について ・策定スケジュール等について ・前期基本計画評価結果(素案)について 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第1回総合計画審議会」(諮問)【7/23】 ・策定スケジュール等について ・前期基本計画評価結果(素案)について
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」(審議)【8/20】 ・前期基本計画評価結果(素案)について ・基本目標1に関する意見交換 ○「関係課照会」《基本目標2》 ・前期基本計画評価結果(素案) ・前期基本計画修正箇所、成果指標 ○「策定経過の公開」(市HP)【随時】 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第2回庁内ワーキング」【8/5】 《基本目標1》 ・前期基本計画評価結果(素案)について ・後期基本計画に向けた成果指標の検討 ・前期基本計画の記載内容の確認と時点修正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第2回総合計画審議会」【8/27】 ・前期基本計画評価結果(素案)について ・基本目標1の計画内容見直しについて
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○「関係課照会」《基本目標3、政策実現》 ・前期基本計画評価結果(素案) ・前期基本計画修正箇所、成果指標 ○「策定経過の公開」(市HP)【随時】 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」(審議) ・基本目標2の計画内容見直しについて ○「策定経過の公開」(市HP)【随時】 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3回庁内ワーキング」 《基本目標2》 ・前期基本計画評価結果(素案)について ・後期基本計画に向けた成果指標の検討 ・前期基本計画の記載内容の確認と時点修正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第3回総合計画審議会」【10/22】 ・基本目標2の計画内容見直しについて
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」(審議) ・基本目標3の計画内容見直しについて ○「策定経過の公開」(市HP)【随時】 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第4回庁内ワーキング」 《基本目標3》 ・前期基本計画評価結果(素案)について ・後期基本計画に向けた成果指標の検討 ・前期基本計画の記載内容の確認と時点修正 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第4回総合計画審議会」【11/19】 ・基本目標3の計画内容見直しについて
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」(審議) ・前期基本計画評価結果(案)について ・「政策の実現に向けて」の計画内容見直しについて ・後期計画の進行管理について 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第5回庁内ワーキング」 《政策の実現に向けて》 ・前期基本計画評価結果(素案)について ・後期基本計画に向けた成果指標の検討 ・前期基本計画の記載内容の確認と時点修正 ・後期計画の進行管理について 《全体》 ・前期基本計画評価結果(素案)について ・重点施策について ・後期基本計画(案)について 	<ul style="list-style-type: none"> ■「第5回総合計画審議会」【12/18】 ・前期基本計画評価結果(案)について ・「政策の実現に向けて」の計画内容見直しについて ・後期計画の進行管理について
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」(審議) ・後期基本計画(案)について ○「策定経過の公開」(市HP)【随時】 		<ul style="list-style-type: none"> ■「第6回総合計画審議会」(答申)【1/22】 ・最終案の決定
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施 ○「策定経過の公開」(市HP)【随時】 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■「総合調整会議」最終確認 ○議会報告(総務常任委員会、説明会) ○「策定経過の公開」(市HP)【随時】 		

第五次栗東市総合計画後期計画策定フロー図



栗東市総合計画審議会・栗東市行政改革懇談会委員名簿

(H26,7～H27,3)

No.	役職	氏名	所属・関係	条例・要綱		備考
				総合計画	行政改革	
1		新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授	第3条第2項 第1号	第3条第1項	
2		西村 政之	栗東市自治連合会 会長	第3条第2項 第1号	第3条第1項	
3		黒田 元吾	栗東市社会福祉協議会 会長	第3条第2項 第1号	第3条第1項	
4		清水 憲	栗東市商工会 会長	第3条第2項 第1号	第3条第1項	
5		井之口 哲也	栗東青年会議所 副理事長	第3条第2項 第1号	第3条第1項	
6		社納 久子	栗東市女性団体連絡協議会 副会長	第3条第2項 第1号	第3条第1項	
7		森島 昭二	栗東市教育委員会委員 委員長職務代理者	第3条第2項 第2号	第3条第2項 特別委員	
8		—	栗東市農業委員会	第3条第2項 第3号	第3条第2項 特別委員	
9		吉田 光	公募委員	第3条第2項 第1号	第3条第1項	
10		多田 紅映	公募委員	第3条第2項 第1号	第3条第1項	

注

・委嘱期間（平成26年7月～平成27年3月）

○栗東市総合計画審議会条例

昭和 50 年 6 月 16 日

条例第 28 号

改正 昭和 52 年 6 月 15 日条例第 24 号

昭和 55 年 10 月 1 日条例第 24 号

平成 13 年 3 月 26 日条例第 3 号

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、栗東市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について総合的に審議するものとする。

- （1） 総合計画の調整、調査に関すること。
- （2） 自然環境の保全創造に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定めるところにより市長が任命する。

- （1） 学識経験を有する者 8 人以内
- （2） 市教育委員会の委員 1 人以内
- （3） 市農業委員会の委員 1 人以内

（任期）

第 4 条 前条に定める委員の任期は、第 2 条各号に規定する審議に関する事務が終了するまでとする。
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

（会長）

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（特別委員）

第 6 条 審議会に、特定の事項を調査審議するために特別に委員を増員（以下「特別委員」という。）することができる。

2 特別委員は、識見を有する者のうちから、市長が任命する。

（会議）

第 7 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事項について特に必要と認める場合は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行により栗東町開発審議会設置条例（昭和40年栗東町条例第32号）、栗東町都市計画審議会条例（昭和44年栗東町条例第28号）及び栗東町自然環境保全審議会条例（昭和48年栗東町条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和52年6月15日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年10月1日条例第24号）

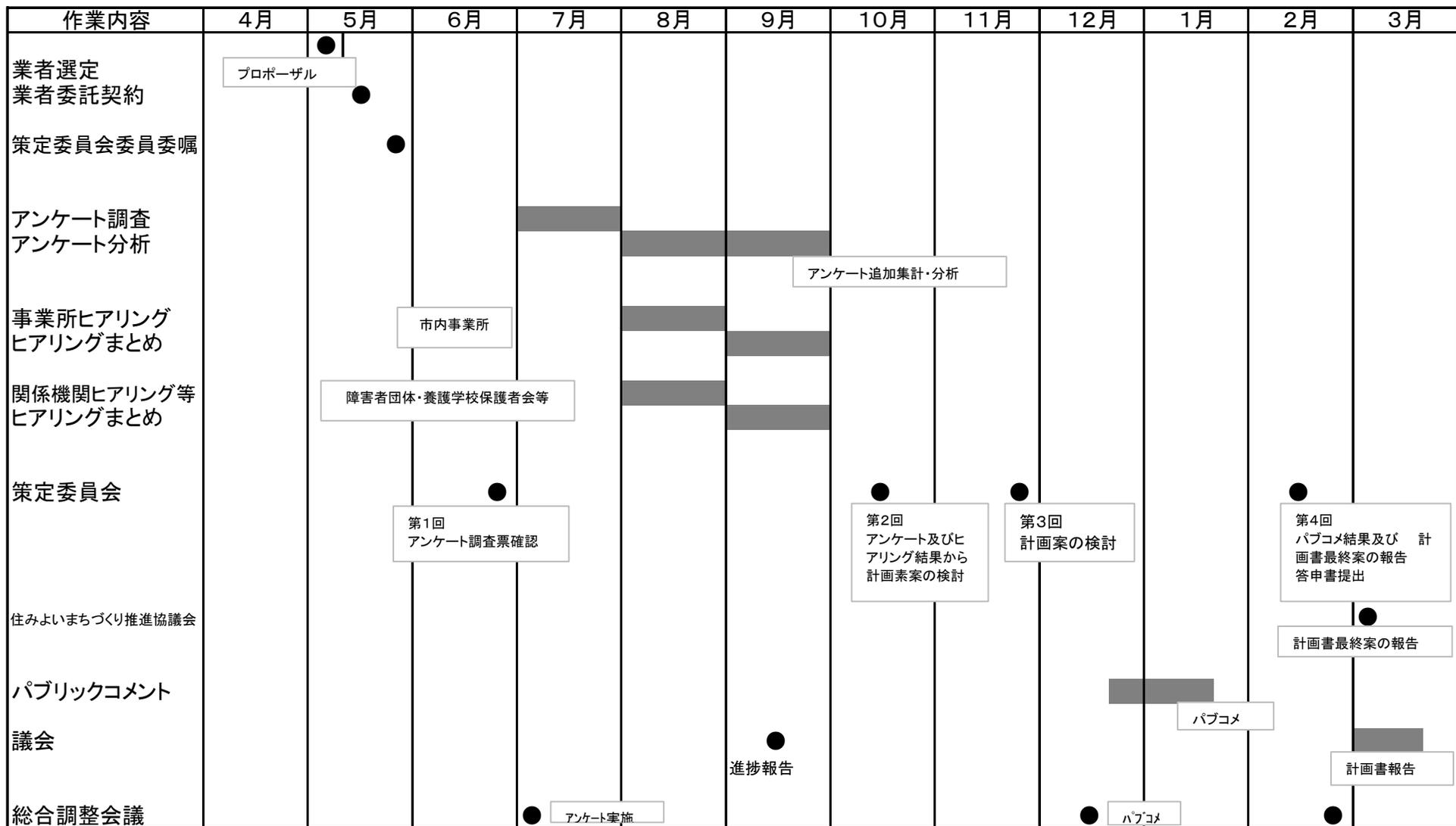
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(栗東町総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の栗東町総合計画審議会条例第3条の規定により任命された委員の任期については、なお従前の例による。

栗東市障がい者基本計画及び栗東市障がい福祉計画スケジュール



水痘ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【対象者】

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に注射する。3月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlとする。

【標準的な接種期間】

- 生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行う。

【経過措置】

- 生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回注射する。
ただし、平成26年度限りとする。

【その他】

- 既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす(経過措置対象者も含む)。
- 当該疾病はA類疾病として規定される。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。

※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。

（発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量は0.5mlとする。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。

例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。

- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
- 当該疾病はB類疾病として規定する。

成人用肺炎球菌ワクチン経過措置対象者（平成26年度）

○平成26年度に各年齢となる者

- 65歳：昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の者
- 70歳：昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の者
- 75歳：昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の者
- 80歳：昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生の者
- 85歳：昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生の者
- 90歳：大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の者
- 95歳：大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生の者
- 100歳：大正 3年4月2日生～大正 4年4月1日生の者
- 101歳以上：大正3年4月1日以前の生まれの者

成人用肺炎球菌ワクチンの接種時の対応について

- 過去5年以内に、多価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種されたことのある者では、同剤の接種により注射部位の疼痛、紅斑、硬結等の副反応が、初回接種よりも頻度が高く、程度が強くと報告されている。
- そのため、5年以内の再接種を回避するため、定期接種の実施において、市区町村や定期接種実施医療機関に以下の対応を求めることとする。
 1. 定期接種実施医療機関は、予診票や問診で過去（特に5年以内）の接種歴について確認を行うこと。
 2. 市町村又は定期接種実施医療機関は、予防接種済証を被接種者に確実に交付するとともに、被接種者に保管するよう周知を行うこと。
 3. 市区町村は、接種歴を予防接種台帳にて管理するとともに、接種歴の問合せに応じる等、適切に対応すること。

「第2次栗東市食育推進計画」の策定について

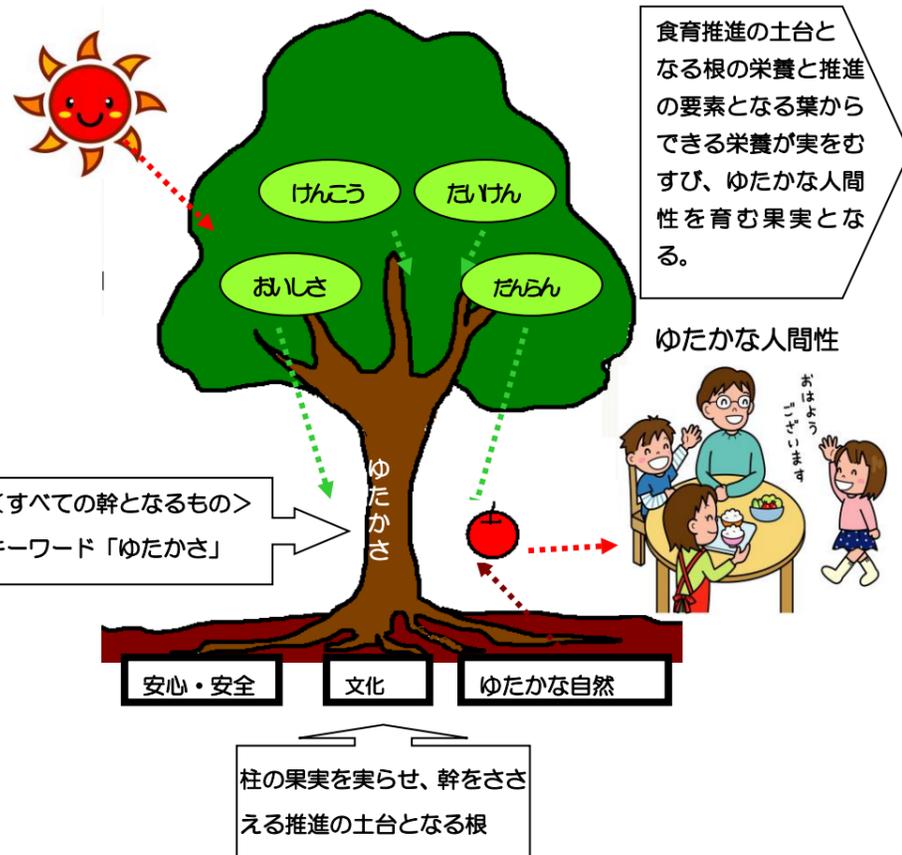
項目	時期	内容
第1回事務局会議	平成26年5月14日	・計画策定スケジュール(案)の検討 ・第1回策定会議の進め方と資料について
第1回食育推進計画策定会議	平成26年6月2日	・「栗東市食育推進計画」の概要について ・国、県における第2次食育推進計画について ・今年度のスケジュール(案)について ・「食について感じていること」について (話し合い)
アンケート調査	平成26年6月4～17日	「食に関するアンケート調査」の実施 (対象:市内各小学校5年生1クラス)
市民団体へのヒアリング	平成26年6月13日	健康推進員連絡協議会の会員に、食育推進に関わっての意見聴取
第2回事務局会議	平成26年7月4日	・第2次計画の方向性について ・第2回策定会議の進め方と資料について
総合調整会議で説明	平成26年7月16日	策定スケジュールについて説明
第3回事務局会議	平成26年7月22日	・第2次計画の方向性について ・第2回策定会議の進め方と資料について
議会説明会	平成26年8月上旬	策定スケジュールについて説明
第2回食育推進計画策定会議	平成26年8月4日	・「食についてのアンケート調査」の報告 ・「市民団体へのヒアリング」の報告 ・第1次計画の成果と残された課題について ・第2次計画の方向性について ・具体策について(話し合い)
第4回事務局会議	平成26年9月上旬	・計画素案について ・パブリックコメントについて
第3回食育推進計画策定会議	平成26年9月下旬	・計画素案について ・パブリックコメントについて
総合調整会議で説明	平成26年10月	・計画素案について ・パブリックコメントについて
議会説明会	平成26年10月	・計画素案の説明
パブリックコメント	平成26年11月	
第5回事務局会議	平成26年12月	・パブリックコメントの結果について ・計画書(案)について
第4回食育推進計画策定会議	平成27年1月	・パブリックコメントの結果について ・計画書(案)について
計画策定	平成27年3月	

栗東市における食育推進の考え方

子どもから大人まで市民一人ひとりが、「食」を通して、健やかな心とからだを育み、元気でゆたかな毎日を送れるよう、食育を取り組むにあたって育みたい柱『けんこう』『たいけん』『おいしさ』『たんらん』を4つの果実とし、食育を推進するための基盤整備となる土台を3本の根として掲げました。

そして、本市のゆたかな自然とそのめぐみに感謝するとともに、素材のおいしさを味わってほしいという想いを込めて、本市の食育推進の全てにかかるキーワードを「ゆたかさ」としました。

【イメージ図】



「食育」とは

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
(「食育基本法」 前文から)

栗東市食育推進計画とは・・・

1. 市の特性を生かした食育推進の方向性やめざす姿を示し、栗東市が取り組む施策を明らかにする計画です。
2. 家庭、地域、教育関係者、保健・医療関係者、生産者、事業者等、食に関わる各種団体、行政、市民自身それぞれが連携を図りながら食育活動に取り組むための基本指針を示しています。
3. 食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画です。
4. 本計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間としています。

栗東市の食育推進の基本理念

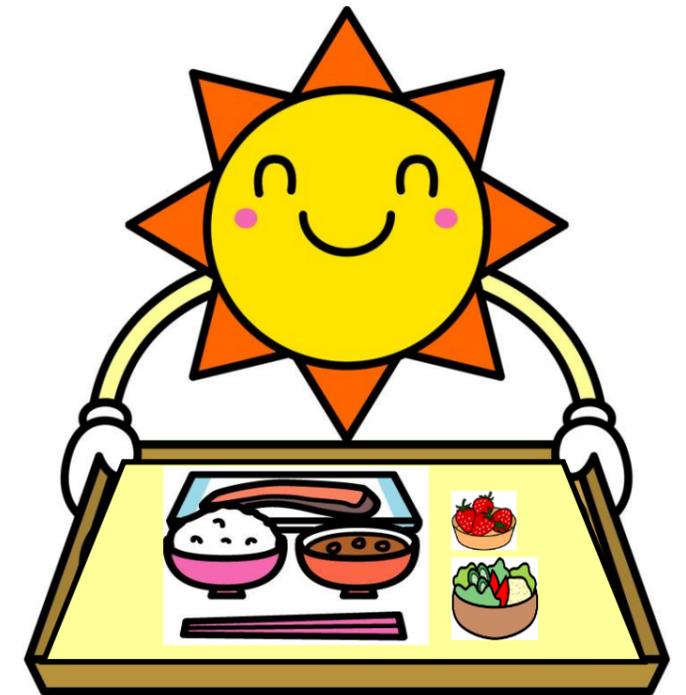
- ㊦ たかな自然のめぐみをうけて、
㊧ のしくおいしくあじわって、
げんきなからだと㊨ んしゃのこころをそだてよう

- ◆ 生涯にわたって楽しく充実した毎日が過ごせるよう、すこやかな心とからだを育みます。
- ◆ 「食」を通じて、人との交流を大切にし、ゆたかな人間性を培います。
- ◆ 栗東市のゆたかな自然を大切にするとともに、そのめぐみに感謝し、味わいます。

栗東市食育推進計画



ダイジェスト版



栗東市

★【プロジェクト その3】 ~つくろう My 弁当~

“手作り弁当”のススメについて

お弁当づくりを通して、食の大切さを見直し、食の自立を促しましょう！

お弁当は さめていても あたたかい



★ステップ① 自分に合ったお弁当箱を選ぼう

お弁当箱選びでは、まず自分の1食に必要なエネルギー量と同じ容量のお弁当箱を選びましょう

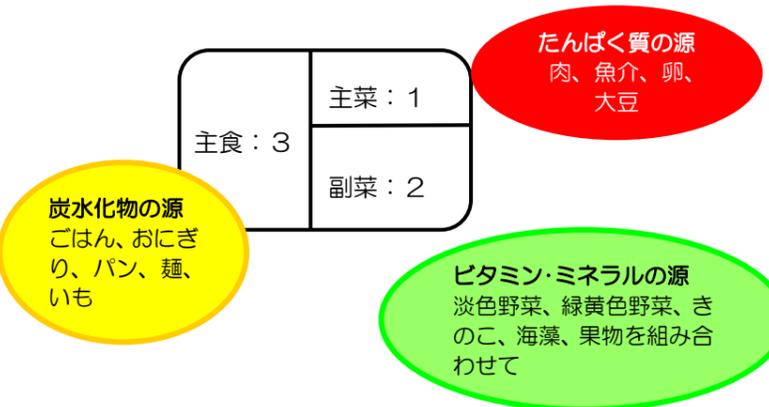
1食に必要なエネルギー量(kcal) ÷ お弁当箱の容量(ml)

★ステップ② 衛生面に気をつけよう

手をしっかり洗う、おかずの汁気をよくきる、食品は中心まで加熱する、全体が冷めてからふたをする、すき間なくきっちり詰めるなど、安心・安全なお弁当づくりには衛生面にも十分気をつけましょう。

★ステップ③ バランスよくつめよう

お弁当の基本バランスは主食：主菜：副菜＝3：1：2



平成22年3月策定
発行 栗東市/編集 健康福祉部健康増進課
栗東市安養寺 190 番地
TEL 077(554)6100 FAX 077(554)6101

★【プロジェクト その2】 ~きちんと食べよう 朝ごはん~

勉強や仕事の活力源！“朝ごはん”について

朝ごはんを抜くと、体や脳のエネルギーが不足するため、集中力や記憶力の低下などにつながります。朝ごはは、体温を上げて体を動かす準備をするための大切な食事です。

元気で活動的な毎日を過ごすために、朝ごはんを食べる習慣を身につけましょう。

朝ごはんを習慣づけるために・・・

★ステップ①

朝に何かエネルギーのあるものを食べる習慣をつけよう

*体内リズムを整えて、朝もきちんとお腹がすく体をつくりましょう。

たとえば・・・バナナ、牛乳、チーズ、ふかしもち

★ステップ② 主食を食べよう

*主食で脳の栄養となるでんぷんを補いましょう。

たとえば・・・ごはん、おにぎり、おかゆ、トースト

★ステップ③ 野菜・果物・乳製品・豆類を入れてみよう

*肉・魚などのたんぱく質は、昼食や夕食で意外にきちんと摂れるもの

朝は不足しがちな野菜や乳製品を積極的に摂りましょう

たとえば・・・サラダ、お浸し フレッシュフルーツ

納豆、ヨーグルト

★ステップ④ バランスのよい朝食を食べよう

*たんぱく質のおかずを加えて、バランスのとれた食事に行ってみましょう

たとえば・・・玉子焼き、焼き魚



My「食」プロジェクト
LOVE 米 毎

～栗東市食育推進プロジェクト～

1 ♥ My・米・毎「食」プロジェクト <8つのメリット>

1. ごはんしっかり 野菜たっぷり 塩分控えめ good バランス
2. 夕食軽めで 朝しっかり 体すっきり軽やか
3. 朝ごはん 作るついでにお弁当
4. どんどん増やそう 簡単・得意料理
5. 食材を 自分で選んで 安心納得
6. 野菜はムダなく使って ごみ減量
7. 「食」話題に わきあいあい
8. 野外での お弁当は おいしさ×2倍

★【プロジェクト その1】 ~「お米」のすすめ~

日本型食生活を見直そう！

★ 腹持ちがいいのは断然「ごはん食」！
「ごはん」は粒食なので、ゆっくりと消化・吸収され、なだらかに血糖値を上げて、長時間維持します。



「ごはん食」がおすすめ！

★ 生活習慣病の予防には「ごはん」を！

ごはんは、塩分やコレステロールを含んでいないので、高血圧や高脂血症、心臓病の予防に最適です。

また、粒食でそしゃくが必要で、満腹感が得やすく、腹持ちもいため、肥満や糖尿病の予防にも有効です。

★「ごはん」どんなおかずにも相性がいい！
ごはんは、どんなおかずにも相性がよいので、ごはん食なら栄養バランスのとれた食生活をおくることができます。

第6期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のスケジュール(予定を含む)

項目	時期	内容
第1回 高齢者保健福祉推進協議会	平成26年7月7日	<input type="checkbox"/> ニーズ調査の結果のポイント <input type="checkbox"/> 第5期計画における個別テーマごとにみた主な成果と課題 <input type="checkbox"/> 高齢者を取り巻く現状と今後
総合調整会議で説明	平成26年7月16日	◆策定スケジュールについて説明
庁内関係課と調整・協議作業	平成26年7月 ～平成26年9月	
第2回 高齢者保健福祉推進協議会	平成26年9月下旬	<input type="checkbox"/> 基本理念・基本目標の検討 <input type="checkbox"/> 施策の展開について <input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムの構築について <input type="checkbox"/> 介護サービス目標事業量等の検討 <input type="checkbox"/> サービス提供体制の確保の内容及びその実施時期の検討
庁内関係課と調整・協議作業	平成26年9月 ～平成26年11月	◆計画(原案)の作成
第3回 高齢者保健福祉推進協議会	平成26年11月中旬	<input type="checkbox"/> 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について <input type="checkbox"/> パブリックコメントの実施について
総合調整会議で説明	平成26年11月中旬	◆計画(素案)の説明
議会説明会	平成26年11月下旬	◆計画(素案)の説明
パブリックコメント	平成26年12月 ～平成27年1月	
第4回 高齢者保健福祉推進協議会	平成27年2月初旬	<input type="checkbox"/> パブリックコメントの結果について <input type="checkbox"/> 第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)答申
総合調整会議で説明	平成27年2月	◆計画及び条例改正(保険料改定)案の説明
議会説明	平成27年2月	◆計画及び条例改正(保険料改定)案の説明
計画策定	平成27年3月	◆条例改正(保険料改定)

栗東市同和地区福祉保健計画

平成26年 6月

滋 賀 県 栗 東 市

栗東市同和地区福祉保健計画 目次

第1章 同和地区福祉保健計画策定主旨	1
第2章 同和地区福祉保健計画の位置づけ、基本事項	
1. 計画の位置づけ	2
2. 計画の基本事項	2
3. 計画の期間	2
第3章 市内同和地区福祉・保健の現状	
1. 家族構成	3
2. 健康状況	3
3. 就労状況	3
4. 所得の状況	4
5. 健康保険・年金の加入状況	4
6. 加入団体の状況	5
第4章 市内同和地区の課題と施策の方向	
1. 課題と基本的な取り組み方向	6
2. 分野別課題と取り組みの方策	
1. 社会福祉	7
2. 高齢福祉	8
3. 障がい福祉	9
4. 児童福祉	10
5. 健康づくり	11

第1章 同和地区福祉保健計画策定主旨

栗東市における同和対策事業については、昭和49年に「同和教育推進長期計画」策定以来、総合計画における重要な柱に位置付け、市民憲章の精神に沿い、住みよい明るいまちづくりに向けて、地域住民や関係諸団体と連携しながら同和問題の早期解決に向けて積極的に取り組んでまいりました。

社会福祉に関する施策については、昭和40年の「同和対策審議会答申」に、「差別と貧困がかたく結びついた同和問題としての社会福祉の問題」として捉えるよう示されており、昭和61年地域改善対策協議会意見具申において、社会福祉に関する取り組みの課題として、「同和関係者の自立、向上の精神の涵養の視点の軽視」が指摘されています。つまり、行政の基本的な役割は、同和関係者の自主的な努力を支援し、その自立を促進することであると示されています。

平成24年度に「同和地区福祉実態調査」を実施し、この結果を分析し、また、5年前の調査結果との比較により、今日までの福祉・保健分野における評価と課題を明らかにしたうえで、今後における取り組みについて方向性を明確にし、人権尊重に基づいた福祉の向上と生活の安定を図るため本計画を策定するものです。

第2章 同和地区福祉保健計画の位置づけ・基本項目

1. 計画の位置づけ

栗東市においては、「健やか・にぎわい都市 栗東」を都市像として第5次総合計画を策定し、基本施策の1点目に「一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまち」を掲げ、その中で「人権の尊重」を柱に、市政の運営に努めているところです。本計画は、この第5次総合計画と平成25年に策定した「第2期栗東市地域福祉計画」との整合を図りながら、これらの計画を具現化し、福祉全般における課題に対する施策の方向性を具体化するとともに、今後の同和地区における福祉施策全般における計画とするものです。

2. 計画の基本事項

この計画は、人権の尊重を柱に、同対審答申・平成8年の地対協意見具申において示されている事項“自主的な住民活動と自立への意欲”を尊重しながら、平成24年度に実施した「同和地区福祉実態調査」（以下「今回調査」という。）の結果を分析し、また、平成19年度の調査結果（以下「前回調査」という。）との比較により、今日までの評価と課題を明らかにし、今後における取り組みについて方向性を明確にすることにより、同和問題の早期解決に向け取り組むものです。

3. 計画の期間

この計画は、平成26年度を初年度として、平成30年度までの5か年計画とします

第3章 市内同和地区福祉・保健の現状

1. 家族構成

平成24年12月1日現在での市内の60歳以上人口は14,422人で、人口66,305人に占める割合は21.8%です。同和地区の今回調査では一層の高齢化が進み、60歳以上の総人口に占める割合は、前回調査時の28.5%がさらに今回調査で37.6%と増加しました。

一方、市内の20歳未満の人口は15,997人で総人口に占める割合は24.1%ですが、同和地区においては17.6%で前回調査時15.2%から微増いたしました。

また、前回調査との比較で、高齢者のみの世帯が14.3%（前回12.0%）。夫婦のみ（60歳未満）世帯が13.1%（前回4.5%）と増えており、一人暮らし高齢者が9.5%（前回11.9%）。子等との同居世帯が51.2%（前回60.9%）と減少しています。

2. 健康状況

健康状態は、特に「病気がち」「長く寝ている」が16.6%（前回16.0%）、「大変健康」「普通」が81.9%（前回83.9%）となっています。また、20歳代から50歳代の世代で健康（普通以上）な人の就労している人数は前回調査時の106人から今回調査の153人と47人増加しました。

健康診断の受診率については65.0%で、平成9年の実態調査時の52.2%から比して大きく前進していますが、平成19年の実態調査時の70.8%と比較しますとわずかに減じています。

3. 就労状況

就労状況については、正規職員・役員・自営業・家族従業者が前回調査時41.5%から今回調査時37.3%とやや減少し、パート・アルバイト・日々雇用・内職は前回調査時25.2%から今回調査時30.7%へ増加し、その他（無職）が11.1%減じ、今回調査時では13.7%と

なっております。20歳代と30歳代の就労者は前回調査時79.2%から今回調査で82.1%と2.9ポイント増加しましたが、その身分は正規職員・役員・自営業・家族従業員として前回調査時62.3%が今回調査時44.6%と減少しており、非正規雇用者率が増加していることがうかがえます。

就労状況を健康保険の加入状況から検証すると、20歳以上60歳未満の方で国民健康保険加入者の状況は、十里地区では26.0%（前回34.8%）、小柿地区では35.3%（前回26.6%）となっています。

4. 所得の状況

前回調査時と比較すると200万円までの収入の世帯が前回調査時35.2%に対して今回調査（所得）で38.1%、200万円から400万円の収入の世帯が前回、今回調査（所得）とも25.0%、400万円から750万円の収入の世帯が前回調査時17.1%に対して今回調査（所得）で16.7%、750万円以上1,000万円の収入の世帯が前回調査時10.2%に対して今回調査（所得）で2.4%、1,000万円以上の収入の世帯が前回調査時10.2%に対して今回調査（所得）で6.0%となっています。

前回調査時と比較して400万円未満の世帯では、前回調査時が収入で60.2%に対して今回調査（所得）で63.1%と2.9ポイント増加したのに対し、400万円から750万円の世帯では前回に比して0.4ポイント減少、750万円以上の世帯では前回調査時収入20.4%に対し今回調査（所得）で20.2%と0.2ポイント減少しました。

5. 健康保険・年金の加入状況

健康保険の加入の状況は、国民健康保険が39.5%（前回40.9%）で1.4ポイント減少し（後期高齢に移行された方がいるため）、勤務先の保険は48.0%（前回54.5%）と6.5ポイント減少しました。

また、年金の加入状況については、国民年金加入者は前回調査時42.9%に対し今回調査で41.1%と1.8ポイント減少し、前回調査時厚生年金加入者は46.1%、共済年金5.9%に対し今回調査で厚生年金加入者46.4%と共済年金加入者7.7%であり、合わせて前回調査時52.0%から今回調査で54.2%と2.2ポイント増加しました。

6. 加入団体の状況

自治会への加入は前回調査時83.1%から今回調査で79.8%へと減少しています。

部落解放同盟・老人クラブ・婦人会（小柿のみ）等は各前回調査時61.8%が今回調査で69.0%、前回調査時18.0%が今回調査で11.9%、前回調査時2.2%が今回調査で1.2%とそれぞれ約-6.1～7.2ポイント程度既存の団体加入率が増減しています。「趣味・スポーツ」に加入している人は、今回調査時7.6%（前回12.4%）、「ボランティア」に加入している方は今回調査時8.3%（前回9.5%）と若干加入率が減少しています。

第4章 市内同和地区の課題と施策の方向

1 課題と基本的な取り組み方向

2012年（平成24年）度を実施した、福祉実態調査から、就労状況の変化や高齢化、高齢者のみの世帯の増加など、新たな課題について、本市同和地区の福祉・保健分野における解決すべき問題点や課題として、次のような取り組みを進めます。

課題1	自助意識の高揚と支援
------------	-------------------

健康を育み安心した暮らしを、生涯にわたって続けることを願い、一人ひとりの意思や選択が尊重される社会を築いていくため、人権意識の高揚、健康保持・増進のための活動や社会保障制度の周知・加入促進を図り、自らの力で生活を維持、展開していく自己責任としての「自助」意識を高め、その活動と就労、健康、教育など総合的な相談ができるよう体制を整備し、支援していきます。

課題2	住み慣れた地域社会での自立した生活への支援
------------	------------------------------

本市では地域福祉を推進するための基本となる、第2期地域福祉計画を平成24年度に策定しました。この計画は、地域住民すべてで支える福祉のまちづくりを進めるもので、地域でのふれあいと生きがいをもって暮らし続けられるように、交流・社会参加・健康・安心といった視点に立った総合的な施策の展開が重要となります。

そのために、在宅福祉サービスの適正な利用・活用を図りながら、地域と行政がお互いの連携のもとに協働しながら、パートナーシップによる地域づくりを基本として、福祉事務所、地域総合センター等関係機関との連携を深め、地域福祉の推進のための活動を支援していきます。

2. 分野別課題と取り組みの方策

1. 社会福祉

【現状と課題】

家族構成については第3章①で示したとおりで、一人ぐらし高齢者や高齢者のみの世帯が23.8%を占めており、在宅福祉サービスを利用しながら見守りなど地域での取り組みが求められてきます。

社会保障については、生活保護の受給者率は、市内同和地区47.2%（十里地区60.1%、市全体で6.6%）。健康保険、年金の加入状況は、第3章⑥で掲載したとおりです。

社会保障に対する認識では、健康保険については、「あなたの加入している健康保険は」の質問に対して、前回の調査時には「加入していない」・「わからない」の回答が2.6%あったものが、今回調査時は3.5%で、十里地区においては、国民健康保険制度の諸手続き等について「知らない」の回答が前回の調査時に17.8%～3.6%あったものが、今回調査時においても18.1%～4.5%となっており健康保険制度への理解はほぼ横ばいとなっています。十里、小栢地区ともに、75歳以上の方の医療制度に対する理解が不十分なことから、平成20年度から始まった後期高齢者医療制度を含め制度の周知が引き続き必要です。

年金制度については、「あなたの加入している年金は」の質問に対して、「わからない」・「加入していない」の回答も合わせて前回調査時4.5%から今回調査0%となっています。年金の仕組みについて、十里地区では「障害基礎年金」について知らないと回答した人は44.4%（前回38.9%）、「年金納付期間」については22.2%（前回11.1%）と制度の理解が低下しています。「申請免除」「納付猶予」制度を知らない人は、それぞれ12.9%（前回28.6%）、25.8%（前回42.6%）と理解が進みました。

医療保険への加入については進んでいますが、20歳から60歳までの働き盛りの人の加入している健康保険は、国民健康保険が十里地区では26.0%、小栢地区では35.3%であり、これは市の平均に比べ国民健康保険への加入割合が高いことを示しています。

社会保険制度については、医療を受ける権利・年金を受ける権利などを守るために、今後とも啓発・加入促進が必要です。

【取り組みの方策】

地域福祉の取り組みについては、いつまでも安心・安全、健康で輝き続け、ともに生き、支えあい、助けあう社会づくりを具現化するため、市民と行政、関係機関等がお互いの連携のもとに協働しながら、また、住民同士の相互理解と支えあいのもとで、“生

涯安心して暮らせるまちづくり”が進められるよう、「パートナーシップによる地域づくり」を進め、地域福祉の推進の取り組みが求められます。

各種社会保険については、一人ひとりが自らの力で生活を維持、展開していく力をつけるために、社会保険制度を十分に理解していただけるよう更なる周知に努め、自助意識の高揚を図るとともに、就労支援事業と連携していきます。

2. 高齢福祉

【現状と課題】

① 日常生活について

転倒に対する不安がある方や、固いものが食べにくくなっている方が半数以上おられ、運動や口腔ケアが必要です。また、日常生活の外出はほとんどの方が自立した生活を送っており、週1回以上外出されています。

② 介護状況・将来の希望について

普段の生活で他の人の世話を必要とする方が約2割おられ、介護サービスの利用や家族の介護を受けておられます。また、約8割の人が何かあったときに相談できる人がいると回答されています。

③地域資源について

十里地区については、ひだまりの家での取り組みもあり、保健師による訪問指導や生きがいデイサービスの利用など一度は利用されていますが、頻繁に利用されているのは全体の約2割の方です。

小柿地区については、地域包括支援センターの認知度は、約4割で前回の調査時と比較すると2割増加しています。ゆうあいの家の利用は、時々利用されている方が3割にとどまっています。

<前回調査との比較で改善された点>

栗東市地域包括支援センターについて「知っている」と答えられた方は、前回の調査から約2割上昇しました。介護保険制度についても「知っている」と答えられた方は、十里で約1割上昇しました。

<改善すべき点>

ひだまりの家を利用してる人は約6割ですが、前回と比較すると約1割増加しています。一方で、ゆうあいの家では約6割の人が利用しておられません。理由としては、「何が行われているのか分からない」等です。地域参加については、介護予防に有効であることから、身近な施設の啓発や継続的に利用していただけるよう工夫が必要で

す。

【取り組みの方策】

十里地区については、高齢者の地域参加は介護予防の観点から大切な要素となることから、ひだまりの家の継続的な利用向上を推進することが必要です。支援の必要な高齢者については、「ひだまりの家」と連携を図りながら訪問活動等を継続して行います。また、地元の協力を得て、介護保険や介護予防についての学習会を開催して介護予防の重要性についての理解が進むよう啓発を行っていきます。

小栢地区については、ゆうあいの家の利用啓発や地域サロンでの「いきいき百歳体操」の継続支援等を行っていきます。

また、地域包括支援センターは介護だけではなく、広く高齢者の福祉・健康・医療など総合的な相談窓口であることを周知すると共に、必要な時に関係機関と連携しながら訪問支援活動を行い、必要な制度やサービスを受けていただけるよう支援していきます。

3. 障がい福祉

【現状と課題】

①日常生活の状況

日常生活においては、外出以外の日常生活の一部について手助けが必要な方が見受けられ、外出時に手助けや見守りを必要とされる方も見受けられるようになりました。また、寝たきりや全面介助が必要とされる方も増加傾向にあります。自立して生活されている方の中にも通院や服薬を必要とされる方も増え、介助は家族間で行われている場合が多いですが、介助者のいない方がおられることから、相談支援を行いながら必要なサービスの提供が求められています。また、ご家族への負担の軽減など、支援が必要となった場合の情報提供も大切です。

②希望するサービス

サービス内容については、緊急時に対応できるショートステイやナイトサービス、バリアフリーのための住宅改造などを希望される方が多く、他にも家事の介助など個々の障がい特性に応じた幅広いサービスを希望されています。さらに、家庭や地域で生活していただくために、社会参加を目的とした地域生活支援事業の展開や個々の障がい特性に応じたサービスの展開が必要です。

【取り組みの方策】

2013年（平成25年）4月より、平成18年度に制定された「障害者自立支援法」が、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実など障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されました。障がい者の範囲の見直しや改正内容を踏まえて、平成26年度には「栗東市障がい者基本計画」を見直し、障がいのある人が安心して地域社会で生活をしていけるように支援をしていきます。また、障がいのある人が、日常生活において必要とするサービスを受けつつ自立と社会参加の実現を図っていけるよう、障がい者自立支援制度などの情報提供をし、窓口での相談や訪問などにより個人の状況を把握したうえで、個々に必要なサービスの提供ができるような相談支援計画を作成することで、よりよいサービスを受けていただけるよう努めていきます。

4. 児童福祉

（小柿地区については、母数が少数のため十里地区で検証しました。）

【現状と課題】

①子育て

調査対象者は18世帯であり、8世帯の家庭において未就園あるいは就園中の子どもがいます。

前回の調査でも同様ですが、保護者の方には子どもの就園によって集団生活の中での言葉、運動面、友だち付き合いや生活面での成長が見られるとの評価をされています。一方で集団生活の中でしか身につけられない人との関わりによる成長支援や友だち同士、親同士の関係の深まりを望まれています。

子どものいる家庭での見守りや世話については、前回の調査と同様にほとんどが家族や親族で支えあえているとの結果となっており、子どものしつけについて他人に迷惑をかけない（自分の嫌なことを人にもしない）ように教えているという意見が多くありました。

子どものことについての悩みは、子どもの成績・進学や、学費の負担、いじめや差別についてが上位にあります。また、「教育やしつけ」については、前回調査より少なくなっています。

②ひとり親世帯施策

ひとり親世帯施策について、児童手当等の給付制度は利用されていますが、子育てに関する相談窓口や支援サービスについては、更に啓発に取り組む必要があります。

【取り組みの方策】

本市の地域子育て支援策として、地域子育て支援センターや児童館での活動の充実、子育て相談員による子育て支援を図り、社会経済情勢や環境の変化に伴う子育て支援施策に今後も取り組んでいきます。

また、ひとり親家庭施策については、児童扶養手当の受給手続きの際に合わせ、情報提供を行い、個々の実情に応じた施策を受けていただけるよう対応をしていきます。また、必要に応じて家庭訪問を実施し、ひとり親家庭の支援に努めていきます。

5. 健康づくり

【現状と課題】

1) 一般成人

①健康診査受診状況

年1回程度の健康診査の受診状況では、約6割の方が健康管理のため受診されています。中でも職場や市の特定健診や後期高齢者健診を受診されている方がほとんどです。また、約2割の方は病気があり定期的に医療機関を受診されている状況にあります。

現在治療中の病気では、ほとんどの方が生活習慣病（高血圧・糖尿病・心疾患）となっています。また、定期的に病院を受診されている方が前回の調査より低下し、悪くなったときに受診される方が増えています。健診受診を勧め、必要な場合には継続して病院を受診していただく必要があります。現病歴について多くの方は内服治療をしており、その他に運動療法や食事療法等をされています。

②食事・運動・歯について

朝食摂取率は、十里地区が77.9%、小柿地区は、82.6%でした。栗東市全域では摂取率84.0%であり、十里・小柿地区は朝食を食べない方が若干多い傾向にあります。また、運動習慣として、徒歩10分のところへ出かける移動手段として、徒歩で出かける方は十里地区15.2%、小柿地区は43.5%、栗東市全域では31.6%。車やバイクで出かける方は十里地区が27.5%、小柿地区は、30.4%で、栗東市全域では31.8%でした。栗東市全域と比較すると十里地区は徒歩で出かける人が少ない傾向がみられました。十里地区については、意識的に運動していると答える方は全体の29.8%であり、前回調査48.4%と比較すると、生活に運動を取り入れている方は減少しています。糖尿病予防は、自らの生活習慣を振り返り、病気を発病しない、または病気があっても悪化しないように食や運動などの生活習慣を改善する必要があります。今後よりたくさんの方が運動を生活の中に取り入れられるよう啓発していく必要があります。また、食生活についても改善できるよう、今後一層の取り組みをする必要があると考えます。

③嗜好（喫煙・飲酒）について

喫煙率は、十里地区で37.4%、小柿地区は23.9%でした。前回調査では十里地区45.1%、小柿地区28.6%でしたので、減少傾向にあり禁煙指導の効果が出ているものと思われます。しかし、栗東市全域では喫煙率が30.1%ですので、十里地区は喫煙率が高い地域になります。喫煙は、自らの健康だけでなく、家族や周囲の健康にも影響を及ぼすため禁煙対策を進めていく必要があります。

④心配事について

前回調査と同様に、気になっていることとして「健康のこと」や「自分の老後のこと」をあげる方が目立ちました。

2)小学生以下(小柿地区については、母数が少数のため十里地区で検証しました。)

①生活リズムについて

起床時間は、ほとんどの人が、午前5時～午前8時30分の間で起床されています。午前9時以降に起床する人はいなくなり、改善されていると思われます。

就寝時間は、午後9時の人が3割強で、午後10時～深夜1時に就寝する人もおられ、遅くまで起きている子どもの割合が増えています。早寝早起きを含めた生活リズムについて引き続き啓発して行く必要があります。

②おやつのある方について

おやつを食べる時間が決まっている方は33.3%で前回調査の52.0%と比較すると、おやつの時間がきまっていない方が増えています。

おやつの内容は、最も多いのが「アイスクリーム・ヨーグルト・プリン」で、全体の約6割となっています。次に多いのが「スナック菓子」です。

おやつに飲ませるものとして約5割の方が「お茶」ですが、「ジュース」の方も約5割とほぼ同じ結果となりました。ジュースや清涼飲料水、乳酸菌飲料など糖分を含む飲み物を飲んでいる人が多くいます。子どもの頃から甘いものを摂取していると大人になっても同様の生活習慣につながり、生活習慣病などにも影響を与えます。親子で「おやつ」や「ジュース」について考える機会がもてるよう働きかけをしていく必要があります。

③遊びについて

定期的に外遊びや運動をしている人は72.7%、前回調査の84.0%と比較して減少していますが、その内訳として毎日外遊びをする人は59.3%で、前回調査の42.9%と比較すると増加しています。

学校や保育園・幼稚園以外の時間の使い方についてテレビやビデオ（DVD）を観る人が多く、ついで「友人と遊ぶ」が多くなっています。

【取り組みの方策】

1. 十里地区

自分の健康は自分で守ることが第一歩であることから、年1回の健康診査の受診勧奨を実施してきました。

今回の結果は、前回とほぼ変化がない状況でしたが、今後も、自分自身の健康状態を1年に1回は確認し、健康を維持していく手段として利用していただけるよう引き続き、ひだまりの家の保健師が訪問し生活習慣病予防のために受診勧奨をするとともに、健康は自分自身で守ることの重要性を啓発していきます。

禁煙対策として、ひだまりの家の保健師と連携をしながら禁煙支援を実施しており、その効果もあり禁煙をしている人が増加し、分煙の必要性についての啓発効果もみられます。今後におきましても、禁煙支援を実施するとともに子どもたちの健康を守るためにも、受動喫煙についての啓発に取り組んでいきます。

生活習慣病の予防は子どもの頃からの生活習慣が重要です。ひだまりの家で実施している「さわやか学級」の小学生に対し、おやつを含めた食事のバランスについて考える機会を設け、自分の健康は自分で守ることができるよう働きかけを行います。また、ひだまりの家の教員、保育士、保健師の多職種連携により、就学前の子ども達をもつ保護者に対して、規則正しい生活リズムが送れるための睡眠についての啓発も行ってまいります。

2. 小柿地区

小柿地区についても、全国的な傾向と同様に、安心して自分らしく暮らしていくために子どもの頃から生活習慣病の予防をすることが大切です。

乳幼児健康診査や幼稚園などの活動を通して、規則正しい生活リズムの必要性や食生活についての相談などを実施していきます。小中学校においては、食に関する正しい知識や食習慣を身につけることや食の自立を目的に食育推進の連携を図っていきます。また、成人期・高齢期に対しては、生活習慣病の予防のための支援として、各種検（健）診の受診の意義や受診の必要性を正しく理解するために必要な情報提供を行っていきます。